石巻市告示第31号

建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、平成24年4月1日から施行する。

なお、石巻市における特定工程及び特定工程後の工程の指定(平成18年石巻市告示第397号)は、平成24年3月31日限り廃止する。ただし、平成24年4月1日前に法第6条第1項の確認の申請書又は法第6条の2第1項の確認を受けるための書類の提出がされたものについては、従前の例による。

平成24年2月23日

石巻市長 亀 山 紘

- 中間検査を行う区域 石巻市全域
- 2 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

中間検査を行う建築物は、平成19年4月1日以降に法第6条第1項の確認の申請書 又は法第6条の2第1項の確認を受けるための書類の提出がある新築、増築又は改築(以下「新築等」という。)を行う建築物で、次の各号に掲げる建築物のいずれかに該当するものとする。

- (1) 一戸建ての住宅(住宅以外の用途に供する部分を有するものを含む。以下同じ。)、 長屋又は共同住宅で木造のもの。ただし、軸組工法及び枠組壁工法(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)第80条の2第1号の規定により国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。)以外の工法のものを除き、 軸組工法にあっては、柱、土台及びはりの大部分を、枠組壁工法にあっては、耐力壁及び床枠組の大部分を木造とするもの
- (2) 木造の建築物で新築等に係る部分の地階を除く階数が3以上のもの
- (3) 法第6条第1項第1号に掲げる建築物で木造以外のもののうち、新築等に係る部分 の地階を除く階数が3以上のもの

3 指定する特定工程及び特定工程後の工程

次の表の(あ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表(い)欄に掲げる工程を特定工程(法7条の3第1項第1号に掲げる特定工程を除く。)とし、同表(う)欄に掲げる工程を特定工程後の工程とする。

		(あ)	(い)	(う)
	1	建築物	特定工程	特定工程後の工程

	新築等に係る一戸 建ての住宅、長屋 若しくは共同住宅 で木造のもの又は これら以外の木造 の建築物で、新築 等に係る部分の地 階を除く階数が3	(1)	構造方法が 軸組工法に よるもの	建方工事において	柱台かはののをするいり軸緊定る	床、壁及び天井を 設置して軸組を覆 う工程
	以上のもの				程	
	VT. ()	(2)	 構造方法が	建方工	小屋組	屋内側の壁又は天
		(2)	政令第80	事にお	を完了	井を設置して枠組
			条の2第1	いて	するエ	みを覆う工程
			号の規定に		程	
			より国土交			
			通大臣が定			
			めた枠組壁			
			工法による			
			もの			
2	法第6条第1項第	(1)	鉄筋コンク	基礎工	基礎の	当該基礎の配筋を
	1号に掲げる建築		リート造、壁	事にお	配筋を	覆うコンクリート
	物で木造以外のも		式鉄筋コン	いて	完了す	を打設する工程
	ののうち、新築等		クリート造、		る工程	
	に係る部分の地階		補強コンク	建方工	地上2	当該床版並びにそ
	を除く階数が3以		リートブロ	事にお	階の床	の下部にあるは
	上のもの		ック造又は	いて	版の配	り、柱及び壁を覆
			組積造のも		筋を完	うコンクリートを
			0)		了する	打設する工程
					工程	
		(2)	プレキャス	基礎工	基礎の	当該基礎の配筋を
			ト鉄筋コン	事にお	配筋を	覆うコンクリート
			クリート造	いて	完了す	を打設する工程
			のもの	-1. 1	る工程	
				建方工	地上2	当該床版と壁等と
				事にお	階の床	の接合部を覆う工
				いて	版の取	程
					付けを	
					完了するエモ	
					る工程	

	(3)	鉄骨鉄筋コ	基礎工	基礎配	当該基礎の配筋を
		ンクリート	事にお	筋を完	覆うコンクリート
		造又は鉄骨	いて	了する	を打設する工程
		造のもの		工程	
			建方工	地上1	当該柱及び斜材と
			事にお	階の柱	当該はりとの溶接
			いて	及び斜	部又は接合部を覆
				材に地	う工程
				上2階	
				のはり	
				を 溶	
				接、又	
				はボル	
				トによ	
				り接合	
				する工	
				程	

備考 2項に掲げる建築物については、当該建築物の地上1階部分の主要な構造の種 別によりこの表を適用する。

4 適用除外

次の各号に掲げる建築物のいずれかに該当するものは、中間検査を行う建築物から除 くものとする。

- (1) 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物
- (2) 法第6条の3第1項第1号に掲げる建築物
- (3) 法第68条の26第1項に規定する構造方法に係る認定を受けた建築物
- (4) 法第85条第5項に規定する許可を受けた仮設建築物
- (5) 木造の建築物のうち、次に掲げる事項のいずれかに該当するもの
 - ア 新築等に係る部分の床面積の合計が50平方メートル以下のもの
 - イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第3条第1項 に規定する評価方法基準による建設住宅性能評価を受けるもの
 - ウ 平成12年建設省告示第2009号(免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を求める件)に定める基準に適合する免震構造のもの
- 5 この告示は、告示の訂正 (平成26年石巻市告示第147号) により、平成26年5 月2日に訂正し、同日から実施する。